

令和5(2023)年度 第1回那須塩原市環境審議会 次第

日時：令和5(2023)年7月24日(月) 午後2時～

場所：那須塩原市役所 本庁舎 303会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 部長及び政策統括監あいさつ

4 自己紹介

5 議 題

- (1) 令和4年度那須塩原市環境基本計画の進捗状況について(報告)
- (2) 那須塩原市の環境保全の取組について
- (3) 那須塩原市レッドリストの改定について
- (4) 那須塩原市の自然環境に関する施策等について

<事前送付資料>

- 【資料1】 那須塩原市環境審議会委員名簿
- 【資料2】 那須塩原市環境行政担当職員名簿
- 【資料3】 環境基本計画の進捗状況について
- 【資料4】 市の環境保全の取組について
- 【資料5】 那須塩原市レッドリストの改定について

<当日配布資料>

- 【資料6】 生物多様性国家戦略2023-2030までの動き
- 【資料7】 那須塩原市生物多様性地域戦略策定方針
- 【資料8】 温室効果ガス排出量の推移
- 【資料9】 那須塩原クリーンセンターごみ受け入れ量

6 その他

7 閉 会

那須塩原市環境審議会委員名簿

任期: 令和4年10月1日～令和6年9月30日

(敬称略)

区分	番号	関係機関・団体等名	職名等	氏名	備考
学識経験者	1	那須塩原市動植物調査研究会	委員	刈部 敬子	副会長
	2	那須塩原環境ボランティアの会	会長	郡司 修	副会長
	3	那須野が原の自然調査会	副会長	藤井 利行	
	4	宇都宮共和大学	教授	大石 和博	会長
	5	株式会社 那須環境技術センター	代表取締役	福田 篤志	
	6	那須野農業協同組合	理事	渡邊 一夫	
	7	塩原野生動物研究会	代表	君島 章男	
	8	福島大学	教授	柴崎 直明	
	9	庁内法律相談担当	弁護士	粟谷 しのぶ	
	10	女性人材リスト活用	—	櫻井 敬子	
関係行政機関職員	11	県北環境森林事務所	環境部長	伊東 佳久	令和5年4月1日～
	12	那須農業振興事務所	次長兼企画振興部長	谷山 和雄	令和5年4月1日～
	13	那須塩原警察署	生活安全課長	関口 聖也	令和5年4月1日～
	14	塩那森林管理署	署長	里見 昌記	
	15	大田原土木事務所	次長兼企画調査部長	若梅 宏之	令和5年4月1日～

那須塩原市環境行政担当職員名簿（令和5(2023)年7月1日現在）

所 属	役 職 名	氏 名
—	政策統括監	瀧口 晃
市民生活部	部長	河合 浩
環境課	課長	佐藤 知子
	課長補佐	伊藤 隆
環境保全係	係長	山本 達也
	主査	和泉 真吾
	主事	長谷川 瑞希
環境衛生係	係長	梅田 千尋
	主査	君島 健仁
廃棄物対策課	課長	大野 薫
	課長補佐	福田 真二
一般廃棄物対策係	係長	大貫 啓子
	主査	野嶋 諭
	主事	君島 瑞季
産業廃棄物対策係	係長	木澤 雄一
	主査	荒田 慎吾
	主任	菊地 辰弥
施設係	係長	(課長補佐が兼務)
	主任	藤原 康治
	主任	山崎 知子
西那須野支所産業観光建設課	課長	小平 裕二
	課長補佐	武藤 泰治
農林環境係	係長	(課長補佐が兼務)
	副主幹	藤城 大幹
	主査	松村 直子
塩原支所総務福祉課	課長	江連 宣仁
	課長補佐	渡邊 静雄
市民福祉係	係長	江連 真由子
	主査	長濱 千春
	主査	向井 絵美
	主査	本田 康浩
気候変動対策局	局長	松本 仁一
気候変動対策課	課長	相樂 尚志
	課長補佐	吉田 和則
※係なし	副主幹	向井 崇
	主査 (係長級)	柏原 智幸
	主査	国井 悟
	主査	平山 遼
	主事	小田戸 聡
	主事	中沢 美帆

環境基本計画の進捗状況について（令和4年度の状況の報告）

1 自然環境の保全

施策項目		基準 (平成27年度)	目標の 方向性	参考 (令和元年度)	現況 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
	指標					
(1) 野生動植物の保護						
	生息地等保全協定区数	15箇所	増加	17箇所	19箇所	25箇所
(2) 森林の保全及び林産物の利用促進						
	森林面積	38,424ha	維持	38,188ha	38,074ha	38,000ha
	保安林指定面積(民有林)	4,413ha	維持	4,415ha	4,414ha	4,413ha
(3) 水辺環境の保全及び利用促進						
	水辺のレクリエーション施設面積	32.1ha	維持	32.1ha	32.1ha	32.1ha
	水辺の環境調査・観察会等	4回/年	増加	2回/年	3回/年	8回/年
(4) 農地の有効利用による自然環境の保全						
	農振農用地面積	8,581ha	維持	8,550ha	8,541ha	8,522ha
	遊休農地面積	34.6ha	減少	25.8ha	29.7ha	2.0ha
	塩原堆肥センター処理量	9,890t/年	増加	11,611t/年	9,879t/年	16,258t/年

2 生活環境の保全

施策項目		基準 (平成27年度)	目標の 方向性	参考 (令和元年度)	現況 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
指標						
(1) 公害の防止						
	一般大気環境基準超過日数	0回/年	維持	0回/年	0回/年	0回/年
	光化学スモッグ注意報発令数 【県北東部】	0回/年	維持	0回/年	0回/年	0回/年
	光化学スモッグによる健康被害者数 【県北東部】	0人/年	維持	0人/年	0人/年	0人/年
	環境基準(BOD)達成数 【那珂川4か所】	93.80%	増加	100%	94%	100.00%
	環境基準(BOD)達成数 【箒川2か所】	91.70%	増加	100%	100%	100.00%
	異常水質発生件数	1件/年	減少	4件/年	0件/年	0件/年
	騒音(昼間)に係る環境基準達成率 【道路に面する地域、市内7か所】	100.00%	維持	85.7%	85.7%	100.00%
	騒音(夜間)に係る環境基準達成率 【道路に面する地域、市内7か所】	71.40%	増加	71.4%	71.5%	100.00%
	下水道の効果測定14か所の環境 基準(BOD)達成率	100.00%	維持	96.0%	88.0%	100.00%
(2) 放射能対策						
	指標なし					
(3) 安全・安心な市民生活の実現						
	苦情件数【都市型・生活型公害】	72件/年	減少	76件/年	49件/年	70件/年
	苦情件数【産業型公害】	22件/年	減少	16件/年	16件/年	20件/年
	新規産廃施設設置件数 ※施設の拡張含む	2件/年	減少	0件/年	1件/年	0件/年

3 快適環境の保全

施策項目		基準 (平成27年度)	目標の 方向性	参考 (令和元年度)	現況 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
指標						
(1) 安全・安心な生活基盤・都市基盤の整備						
	用途地域内人口割合	47.20%	増加	45.88%	45.94%	48.50%
	都市公園面積	105ha	維持	106ha	106ha	105ha
	道路改良率	78.30%	増加	79.75%	79.20%	82.00%
	上・中塩原温泉事業給湯件数	181件	維持	156件	153件	181件
	地域バスの利用者数	148,248人	増加	175,273人	145,469人	270,000人
	公共下水道の普及率	54.80%	増加	55.80%	57.95%	65.00%
	合併処理浄化槽の普及率	16.90%	増加	18.54%	19.98%	21.00%
(2) 景観の保全						
	景観計画区域内における建築行為等届出適合率	100%	維持	100%	100%	100%

4 地球環境の保全

施策項目		基準 (平成27年度)	目標の 方向性	参考 (令和元年度)	現況 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
	指標					
(1) 地球環境保全の推進						
	市域から排出される温室効果ガス 総排出量 ※基準年度:H25	939千t-CO2	減少	901千t-CO2	899千t-CO2	906千t-CO2
	市が行う業務により排出される温室 効果ガス排出量 ※基準年度:H25	7,579t-CO2	減少	5,663t-CO2	27,505t-CO2	5,305t-CO2
	環境マネジメントシステム構築事業 所数	55事業所	増加	67事業所	69事業所	80事業所
(2) 再生可能エネルギーの利用促進						
	市域における再生可能エネルギー 発電容量	110,894kW	増加	190,229kW	217,190kW	128,080kW
	太陽光発電設備を設置した市の施 設数	12施設	増加	13施設	15施設	15施設
(3) 省エネルギーの推進						
	長期優良住宅申請件数	702件	増加	1,028件	1,345件	1,500件
	家庭向け省エネ診断の受診世帯数	17世帯	増加	23世帯	24世帯	50世帯

5 循環型社会の構築

施策項目		基準 (平成27年度)	目標の 方向性	参考 (令和元年度)	現況 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
	指標					
(1) 廃棄物の発生抑制と適正処理						
	生活系廃棄物の排出量 ※資源物を除く。	22,847t/年	減少	22,828t/年	23,061t/年	22,245t/年
	事業系廃棄物の排出量 ※資源物を除く。	15,416t/年	減少	14,154t/年	14,013t/年	13,891t/年
	一般廃棄物の最終処分量	4,546t/年	減少	4,055t/年	4,880t/年	4,464t/年
	不法投棄などに関する苦情・相談 処理件数	223件/年	減少	135件/年	184件/年	170件/年

6 環境保全活動と環境学習の推進

施策項目		基準 (平成27年度)	目標の 方向性	参考 (令和元年度)	現況 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
	指標					
(1) 環境保全活動と環境学習の推進						
	那須塩原クリーンセンター施設見学会	17回/年	増加	21回/年	22回/年	21回/年
	環境企画展等イベントへの参加者数	1,465人/年	増加	2,497人/年	335人/年	2,500人/年
	こどもエコクラブ会員団体数	4団体	増加	3団体	1団体	15団体

7 広域連携の推進

施策項目		基準 (平成27年度)	目標の 方向性	参考 (令和元年度)	現況 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
	指標					
(1) 広域的な取組の推進						
	指標なし					

市の環境保全の取組について

令和4年度の概要報告

(令和5年3月31日現在)

1 特定事業場数

【用語解説】

特定事業場	特定施設を設置する工場又は事業場
特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しくばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、又は悪臭を発生し、排出し、又は飛散させるため、これら排出等されるばい煙等を公害関係法令等により規制対象とする施設 (具体的には、ボイラー、旅館や病院等の厨房施設、廃棄物処理施設など、規制の対象により様々な種類の特定施設がある。)
県条例	栃木県生活環境の保全等に関する条例

【市全体】

(単位:事業場)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4	適用法令
水質	695	738	753	757	762	水質汚濁防止法、県条例
大気	128	152	165	168	170	大気汚染防止法、県条例
騒音	340	369	372	372	374	騒音規制法、県条例
振動	168	235	236	236	236	振動規制法、県条例
悪臭	31	33	33	33	33	県条例
合計	1,362	1,527	1,559	1,566	1,575	
実事業場数	995	1,006	1,015	1,022	1,029	

【黒磯地区】

(単位:事業場)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4	適用法令
水質	326	355	359	362	366	水質汚濁防止法、県条例
大気	47	63	73	76	78	大気汚染防止法、県条例
騒音	187	187	189	189	191	騒音規制法、県条例
振動	86	127	128	128	128	振動規制法、県条例
悪臭	13	13	13	13	13	県条例
黒磯地区計	659	745	762	768	776	
実事業場数	438	443	448	454	460	

【西那須野地区】

(単位:事業場)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4	適用法令
水質	213	221	230	231	231	水質汚濁防止法、県条例
大気	38	42	43	43	43	大気汚染防止法、県条例
騒音	114	141	142	142	142	騒音規制法、県条例
振動	69	92	92	92	92	振動規制法、県条例
悪臭	10	11	11	11	11	県条例
西那須野地区 計	444	507	518	519	519	
実事業場数	378	380	381	382	382	

【塩原地区】

(単位:事業場)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4	適用法令
水質	156	162	164	164	165	水質汚濁防止法、県条例
大気	43	47	49	49	49	大気汚染防止法、県条例
騒音	39	41	41	41	41	騒音規制法、県条例
振動	13	16	16	16	16	振動規制法、県条例
悪臭	8	9	9	9	9	県条例
塩原地区 計	259	275	279	279	280	
実事業場数	179	183	186	186	187	

2 公害苦情取扱件数

【市全体】

(単位:件)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
水質汚濁	1	2	1	6	0
大気汚染	43	24	22	12	6
うち屋外燃焼行為	38	22	19	10	5
うち事業系	5	2	3	2	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	8	6	7	22	14
うち事業系	8	2	5	14	6
振動	0	1	1	1	0
悪臭	11	3	16	9	17
うち事業系	8	0	4	2	6
その他	100	95	89	31	28
うち不法投棄	31	30	24	31	28
合計	163	131	136	81	65

【黒磯地区】

(単位:件)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
水質汚濁	0	0	1	3	0
大気汚染	15	18	3	2	1
うち屋外燃焼行為	10	17	0	0	0
うち事業系	5	1	3	2	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	3	2	5	17	7
うち事業系	3	1	4	10	3
振動	0	1	1	0	0
悪臭	7	1	3	9	7
うち事業系	4	0	3	2	3
その他	11	2	1	0	0
うち不法投棄	9	2	0	0	0
黒磯地区 計	36	24	14	31	15

【西那須野地区】

(単位:件)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
水質汚濁	0	1	0	1	0
大気汚染	24	6	17	10	4
うち屋外燃焼行為	24	5	17	10	4
うち事業系	0	1	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	5	3	1	4	7
うち事業系	5	1	0	3	3
振動	0	0	0	1	0
悪臭	4	0	12	0	10
うち事業系	4	0	1	0	3
その他	46	80	12	26	25
うち不法投棄	4	24	12	26	25
西那須野地区 計	79	90	42	42	46

【塩原地区】

(単位:件)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
水質汚濁	1	1	0	2	0
大気汚染	4	0	2	0	1
うち屋外燃焼行為	4	0	2	0	1
うち事業系	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	0	1	1	1	0
うち事業系	0	0	1	1	0
振動	0	0	0	0	0
悪臭	0	2	1	0	0
うち事業系	0	0	0	0	0
その他	43	13	76	5	3
うち不法投棄	18	4	12	5	3
塩原地区 計	48	17	80	8	4

3 公害防止協定件数

(単位:件)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
黒磯地区	13	13	13	13	13
西那須野地区	28	30	29	30	30
塩原地区	14	14	14	14	14
合計	55	57	56	57	57

4 那須塩原クリーンセンターごみ受入れ量

(単位:トン)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
可燃物	36,492	35,283	36,378	35,774	35,210
不燃物	752	700	830	788	725
粗大ごみ	1,018	999	1,165	1,094	1,139
紙類	3,219	1,602	1,815	1,692	1,559
びん	1,344	1,090	1,065	1,017	1,038
缶	343	332	358	351	349
ペットボトル	282	293	320	331	343
小型家電	169	225	284	260	248
その他の資源	28	59	17	17	21
合計	43,647	40,583	42,232	41,324	40,632

※R3は大田原受入分を含む。

5 管理型一般廃棄物最終処分場への廃棄物搬入量

【那須塩原市一般廃棄物管理型最終処分場】

(単位:トン)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
焼却灰	3,313	3,083	3,103	4,225	3,885
残渣	1,233	972	1,016	1,040	995
重量年計	4,546	4,055	4,119	5,265	4,880

6 産業廃棄物処理施設数(稼働中)

【市全体】

(単位:箇所)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
最終処分場	7	8	8	8	7
中間処理施設	27	28	28	28	28
合計	34	36	36	36	35

【黒磯地区】

(単位:箇所)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
最終処分場	7	8	8	8	7
中間処理施設	14	14	14	14	14
黒磯地区 計	21	22	22	22	21

【西那須野地区】

(単位:箇所)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
最終処分場	0	0	0	0	0
中間処理施設	8	8	8	8	8
西那須野地区 計	8	8	8	8	8

【塩原地区】

(単位:箇所)

	H27 (基準年度)	R元	R2	R3	R4
最終処分場	0	0	0	0	0
中間処理施設	5	6	6	6	6
塩原地区 計	5	6	6	6	6

7. 水質関係

(1) 公害防止協定等水質調査（環境課）

【黒磯地区】

公害防止協定及び覚書に基づき、市の立会いの下に事業主が事業場の排水又は付近住民の井戸水の水質を調査するものである。

◎株B S 那須工場排水調査

▽調査回数 年2回（4、10月）

▽調査対象 北側工場排水

▽分析項目 8項目

▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

◎株B S 栃木工場排水調査

▽調査回数 年2回（5、11月）

▽調査対象 工場排水

▽分析項目 5項目

▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

◎那須高原ハム(株)工場排水調査

▽調査回数 年4回（5、8、11、2月）

▽調査対象 工場排水

▽分析項目 6項目

▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

◎那須高原牧場(株)第3牧場付近井戸水質調査

▽調査回数 年3回（5、9、1月）

▽調査対象 10井戸

▽分析項目 10項目

▽調査結果 1つの井戸で色度と濁度の項目が5月に基準値を超過した。

1つの井戸で大腸菌が1月に検出された。

それ以外は各項目とも基準を満たしていた。

◎那須グリコ乳業(株)工場排水調査

▽調査回数 年4回（6、9、12、3月）

▽調査対象 工場排水

▽分析項目 7項目

▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

◎クニミネ工業(株)黒磯研究所付近井戸水質調査

▽調査回数 年1回（4月）

▽調査対象 2井戸

▽分析項目 10項目

▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

◎那須ハイランドゴルフ(株)排水水質調査

▽調査回数 年4回5、7、10、12月（板室既設水道水源のみは年3回（5、7、10月））

▽調査対象 A調整池、B調整池、C調整池、河川合流後（沢名川）、板室既設水道水源

▽分析項目 13項目

▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

【西那須野地区】

公害防止協定及び覚書に基づき、市及び大田原市の立会いの下に事業主が事業場の排水の水質を調査するものである。

◎工業団地排水水質調査

- ▽調査回数 年12回（実施月は下記参照）
- ▽調査対象 工業団地総合水質検査池（4、5、7、8、10、11、1、2月）
蕪中川最終排水口（6、9、12、3月）
- ▽分析項目 15項目
- ▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

◎工業団地雨水排水水質調査

- ▽調査回数 年2回（8、2月）
- ▽調査対象 工業団地蛇尾川雨水排水口
- ▽分析項目 10項目
- ▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

◎工業団地内事業所工業排水水質調査

- ▽調査回数 年12回（毎月）
- ▽調査対象 23事業場（毎月）
- ▽分析項目 4項目
- ▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

公害防止協定及び覚書に基づき、事業主が事業場の排水の水質を調査し、報告を受けているものである。

◎カゴメ(株)工場排水調査

- ▽調査回数 年12回（毎月）
- ▽調査対象 工場排水
- ▽分析項目 3項目
- ▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

【塩原地区】

公害防止協定及び覚書に基づき、市及び大田原市の立会いの下に事業主が事業場の排水の水質を調査するものである。

◎セイコーNPC(株)工場排水調査

- ▽調査回数 年4回（5、8、11、2月）
- ▽調査対象 工場排水
- ▽分析項目 5項目
- ▽調査結果 各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。

（2）事業場等水質調査（環境課）

【西那須野地区】

井口地内のアサヒ団地の排水を調査し、排水先の農業用水路の管理者である東部土地改良区に報告するものである。

◎アサヒ団地排水水質調査

- ▽調査回数 年2回（10、2月）
- ▽調査対象 団地排水口
- ▽分析項目 7項目

▽調査結果 10月及び2月の調査において、大腸菌群数の項目が基準値を超過した。それ以外は各項目とも基準を満たしていた。

(3) 河川等水質調査（環境課）

【黒磯地区】

那珂川の河川水質を定期的に調査するものである。

◎那珂川水質調査

▽調査回数 年12回（毎月）

▽調査地点 4地点（那珂川橋、りんどう大橋、晩翠橋、昭明橋）

▽分析項目 5項目

▽調査結果

- ・pHの基準達成率は、100%（前年度94%）で、ほぼ中性を保っている。
- ・SSの基準達成率は、98%（前年度100%）で、水中の浮遊物質は少ない。
- ・BODの基準達成率は、94%（前年度100%）で、水中の有機物の量は概ね少ない。
- ・大腸菌数の基準達成率は、92%（前年度23%）で、ここ数年は20%～60%の達成率で推移しており、環境基準を達成することは少ない。

※令和4年度から「大腸菌群数」の項目は、「大腸菌数」と変更となった。

【塩原地区】

箒川の河川水質を定期的に調査するものである。

◎箒川水質調査

▽調査回数 年12回（毎月）

▽調査地点 4地点（塚原橋、八汐橋、関谷地内、宇都野橋）

▽分析項目 5項目

▽調査結果

- ・pHの基準達成率は、96%（前年度94%）で、ほぼ中性を保っている。
- ・SSの基準達成率は、100%（前年度100%）で、水中の浮遊物質は少ない。
- ・BODの基準達成率は、100%（前年度100%）で、水中の有機物の量は少ない。
- ・大腸菌数の基準達成率は、81%（前年度19%）で、ここ数年は20%～50%の達成率で推移しており、環境基準を達成することは少ない。

※令和4年度から「大腸菌群数」の項目は、「大腸菌数」と変更となった。

【黒磯・塩原地区】

那珂川及び箒川へ流入する河川水質を定期的に調査するものである。

◎那珂川箒川流入河川水質調査

▽調査回数 年1回（10月）

▽調査地点 13地点（木ノ俣川、板室湯川、沢名川、上黒尾川、下黒尾川、高雄股川、那須湯川、高野川、高野川合流後、シラン沢川、追沢川、鹿股川、滝沢）

▽分析項目 5項目

▽調査結果 1地点においてBODが基準を超過した。
6地点において大腸菌数が基準を超過した。
※令和4年度から「大腸菌群数」の項目は、「大腸菌数」と変更となった。

(4) 水生生物による水質調査（環境課）

河川に生息する生物の汚濁性から生態学の原則を応用し、那珂川及び箒川の水質状況を調査するものである。

【黒磯・塩原地区】

◎那珂川水生生物調査

- ▽調査回数 年2回（7月、1月）
- ▽調査地点 4地点（幾世橋、昭明橋、要害吊橋、宇都野橋）
- ▽評価方法 3種類（生物指数法、ZM法、優占種法）
- ▽調査結果

	生物指数法	ZM法	優占種法	総合評価
幾世橋（7月）	β m s	o s	o s	o s
〃（1月）	α m s	o s	o s	o s
昭明橋（7月）	β m s	o s	o s	o s
〃（1月）	β m s	o s	o s	o s
要害吊橋（7月）	β m s	o s	o s	o s
〃（1月）	β m s	o s	o s	o s
宇都野橋（7月）	o s	o s	o s	o s
〃（1月）	β m s	o s	o s	o s

※凡例

- o s …きれい（貧腐水性）
- α m s …かなり汚れている（α 中腐水性）
- β m s …少し汚れている（β 中腐水性）
- p s …極めて汚れている（強腐水性）

（5）地下水水質調査（環境課）

「那須塩原市地下水調査実施要領」に基づき、市内の地下水水質の汚濁状況を調査するものである。

◎地下水水質調査

- ▽調査回数 年2回（6月、2月）
- ▽調査地点 18地点（18井戸）
- ▽分析項目 17項目（「那須塩原市地下水調査実施要領」に基づく）
- ▽調査結果
 - ・環境基準（環境省）
各項目とも基準を満たしており、水質の異常は認められなかった。
 - ・水道水基準（厚生労働省）
6月の調査において、一般細菌の項目が3地点で基準を超過した。また2月の調査において、一般細菌の項目が1地点で基準を超過した。

8. 大気関係（光化学スモッグ対策）（環境課）

「栃木県光化学スモッグ対策要綱」及び「那須塩原市光化学スモッグ対策要綱」に基づき、県と連携しながら光化学スモッグに関する対策に努めている。

- ▽発令基準 オキシダント濃度が0.12ppm以上になった場合、県から注意報が発令される。
- ▽予報期間 4月1日～9月30日（183日間）
- ▽予報回数 基本的には1日1回、午前10時30分頃に当日予報が発表される。状況によってはFAXなどにより複数回連絡がある場合もある。
- ▽発令状況 県内の注意報は、計1回発令された。
(地域別内訳：県南西部1回、県南部1回、県南東部0回、県中央部1回、県東部0回、県北西部0回、那須塩原市を含む県北東部0回)

9. 騒音及び振動関係

(1) 環境騒音調査（環境課）

▽調査回数 年1回（11月）

▽調査地点 10地点

▽調査方法 24時間測定（30分毎に10分間）

▽調査結果

（単位：dB）

		昼間 (6:00~22:00)			夜間 (22:00~6:00)			備 考
		測定値	基準値	基準適合	測定値	基準値	基準適合	
道路に面しない地域	清住町	44	55	○	40	45	○	第1種中高層住居専用地域
	弥生町Ⅰ	46	55	○	40	45	○	第1種住居地域
	弥生町Ⅱ	41	60	○	36	50	○	近隣商業地域
道路に面する地域	前弥六	60	70	○	51	65	○	第2種住居地域 主要地方道53号 4車線
	塩原	60	70	○	57	65	○	商業地域 国道400号 2車線
	上赤田	61	70	○	60	65	○	準工業地域 国道400号 4車線
	西富山	73	70	×	72	65	×	準工業地域 国道4号 2車線
	黒磯幸町	64	70	○	57	65	○	商業地域 県道303号 2車線
	大原間	69	70	○	70	65	×	準工業地域 国道4号 2車線
	太夫塚	64	70	○	55	65	○	用途地域外 国道400号 4車線

(2) 新幹線騒音調査（環境課）

▽調査回数 年1回（11月）

▽調査地点 2地点

▽調査方法 鉄道敷から25mの地点において、上下10本ずつ計20本に関して測定

▽測定結果

（単位：dB）

	測定値	基準値	基準適合	備 考
下厚崎	75	70	×	用途地域外
太夫塚	77	70	×	第1種住居地域

(3) 道路振動調査 (環境課)

▽調査回数 年1回 (11月)

▽調査地点 10地点

▽調査方法 24時間測定 (30分毎に10分間)

▽調査結果

(単位: dB)

	昼間 (8:00~20:00)			夜間 (20:00~8:00)			備 考
	測定 値	基準 値	基準 適合	測定 値	基準 値	基準 適合	
清住町	<25	65	○	<25	60	○	第1種中高層住居専用地域
弥生町 I	<25	65	○	<25	60	○	第1種住居地域
弥生町 II	<25	70	○	<25	65	○	近隣商業地域
前弥六	35	65	○	26	60	○	第2種住居地域 主要地方道53号 4車線
塩原	<25	70	○	<25	65	○	商業地域 国道400号 2車線
上赤田	30	70	○	25	65	○	準工業地域 国道400号 4車線
西富山	45	70	○	47	65	○	準工業地域 国道4号 2車線
黒磯幸町	29	70	○	<25	65	○	商業地域 県道303号 2車線
大原間	48	70	○	47	65	○	準工業地域 国道4号 2車線
太夫塚	43	—	—	31	—	—	用途地域外 国道400号 4車線

10. 自然保護対策事業、環境学習事業、環境美化事業

(1) 動植物実態調査（環境課）

- ▽実施期間 4月～3月
- ▽内 容 市の希少野生動植物種の保護対策の基礎資料を収集することを目的として、那須塩原市動植物調査研究会委員による、市内に生息・生育する野生動植物の実態調査を継続して実施している。令和3年度は実態調査に加え、那須塩原市野生動植物種確認種目録の作成に向けた会議等を行った。
- ▽委 員 25名（研究会委員（専門家）に委嘱）

(2) 水生生物による那珂川水質調査（環境課）

- ▽実施期日 6月24日（金）
- ▽場 所 幾世橋付近、晩翠橋付近、昭明橋付近、計3箇所
- ▽参加者数 12名
- ▽講 師 (株)那須環境技術センター職員
- ▽内 容 水生生物を指標とした那珂川の水質調査を実施。

(3) ホタル観察会（環境課）

- ▽実施期日 6月17日（金）
- ▽場 所 二区町公民館及び二区町ほたるの里
- ▽参加者数 20名
- ▽講 師 ほたる水路保存会代表
- ▽内 容 講師によるホタルの生態についての説明及びビデオ鑑賞の後、現地にてホタルを観察。

(4) 沼ッ原湿原植物観察会（環境課）

- ▽実施期日 7月3日（日）
- ▽観察場所 沼ッ原湿原
- ▽参加者数 26名
- ▽講 師 那須塩原環境ボランティアの会会員（3名）
- ▽内 容 初夏の沼ッ原湿原の動植物について、講師の説明を受けながら現地で観察会を実施。

(5) 消費生活と環境展（生活課及び出展した課・施設）

○プレイベント

【出展した課・施設】

- 環境課・消費生活センター・健康増進課・農林整備課・建築指導課・管理課
- ▽実施期日 令和5年2月1日～2月17日（ホームページは1年間掲載）
- ▽場 所 市特設ホームページ・健康長寿センター
- ▽参加者数 ホームページアクセスユーザー数 185名（2月1日～2月17日）
健康長寿センター来場者数 4,877名
- ▽内 容 身近な消費生活の問題や環境問題に関するパネルを施設及び市特設ホームページに展示・掲載し、消費者問題・環境問題に対する市民の意識啓発を図ることを目的としている。

○メインイベント

【出展した課・施設】

- 環境課・廃棄物対策課・市民課・気候変動対策課・健康増進課・農林整備課・建築指導課・管理課
- ▽実施期日 令和5年2月19日
- ▽場 所 まちなか交流センター、那須塩原市図書館

- ▽参加者数 1, 152名
▽内 容 身近な消費生活の問題や環境問題に関する情報を、パネル展示や体験コーナー、講演会等によって市民に周知し、消費者問題・環境問題に対する市民の意識啓発を図ることを目的としている。

(6) 那須塩原クリーンセンター見学 (廃棄物対策課)

- ▽実施期間 4月1日～3月31日 (土日祝日は除く)
▽場 所 那須塩原クリーンセンター
▽テ ー マ ごみについて考える
▽見学者数 1, 069名
▽内 容 那須塩原クリーンセンターの施設内見学

(7) 那須塩原クリーンセンタークワガタ放虫会 (廃棄物対策課)

- ▽実施期日 7月15日 (金)
▽場 所 那須塩原クリーンセンター
▽参加者数 33名
▽内 容 那須塩原クリーンセンターで発電した電気を利用して、飼育室を定温で管理し、クワガタの幼虫を通常より早く羽化させ、成虫にしたクワガタを施設周辺の林に放虫

(8) 市民一斉清掃 (廃棄物対策課)

- ▽実施期日 春：5月29日 (日)、秋：11月13日 (日)
▽清掃場所 那須塩原市内
▽参加者数 春：18, 082名、秋：15, 695名
▽収 集 量 春：可燃ごみ 12. 2 t、不燃ごみ 2. 6 t (びん、缶を含む)
秋：可燃ごみ 7. 1 t、不燃ごみ 2. 0 t (びん、缶を含む)

(9) 特別展「トンボ」(那須野が原博物館)

- ▽実施期日 7月9日 (土)～9月25日 (日)
▽場 所 那須野が原博物館
▽参加者数 6, 402名
▽内 容 県内最大規模のコレクションをもとに、トンボの特徴や進化、くらし、環境、人との関わりなど、様々な側面からトンボを紹介する展示を開催した。標本等540点を展示した。

(10) 栃木県立博物館地域移動博物館「きのこのロンド」(那須野が原博物館)

- ▽実施期日 10月15日 (土)～12月11日 (日)
▽場 所 那須野が原博物館
▽参加者数 5, 506名
▽内 容 秋の味覚の代表であるきのこについて、栃木県内で採れたきのこの標本や写真などから、その不思議な生態に迫る企画展を開催した。きのこ・植物などの標本238点を展示した。

(11) 化石発掘隊2022（那須野が原博物館）

▽実施期日 5月21日（土）

▽場 所 那須塩原市金沢・那須野が原博物館

▽参加者数 29名

▽内 容 化石の発掘とクリーニング、地層・化石の講話を行った。

(12) 親子昆虫教室（那須野が原博物館）

▽実施期日 7月16日（土）・17日（日）

▽場 所 那須塩原市鳴内・那須野が原博物館

▽参加者数 30名

▽内 容 昆虫の採集と標本作成、昆虫の講話を行った。

11. その他

(1) 那須塩原市版環境マネジメントシステム（地球温暖化対策実行計画【事務事業編】）の取組（環境課）

市では、平成19(2007)年2月に那須塩原市版環境マネジメントシステムを策定し、環境への負荷低減に向けた取り組みを行ってきた。

また、平成25(2013)年10月に第2期那須塩原市版環境マネジメントシステム（那須塩原市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】）を策定したが、令和3(2021)年度で計画期間満了となったため、令和4(2022)年4月に第3期那須塩原市版環境マネジメントシステム（那須塩原市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】）を策定した。

① 管理単位の増減について

令和4(2022)年度において、環境マネジメントシステム対象施設の増減はなかった。

② 二酸化炭素排出量について

令和4(2022)年度の市役所の事務事業により排出される二酸化炭素排出量の合計は、27,505 t-CO₂であり、基準年度である平成25(2013)年度の29,553 t-CO₂から約12%減少となった。

③ グリーン購入割合の実績について

令和4(2022)年度のグリーン購入割合は88%であり、前年度の89%から1%減少している。

那須塩原市レッドリストの改定について

【市レッドリストの現況】

「那須塩原市レッドリスト 2017」を策定から6年が経過している。選定種数は486種。

【改定スケジュールについて】

レッドリストの改定は5年ごとの計画であるが、栃木県レッドリストの改定時期が令和3年度末から、令和4(2022)年度末に変更となった。県レッドリストの改定を踏まえたうえ、選定種の確定を行うことができることから、市レッドリストの改定も、令和4(2022)年9月末(第3期那須塩原市動植物調査研究会任期内)から1年延期し、令和5(2023)年9月末とした。

次回の改定スケジュールは、4年後の令和9(2027)年度の予定であり、同時にレッドデータブックの改定も実施する。

【市レッドリスト改定に伴う作業について】

①レッドリスト選定種の確定(各部会、委員)

改定に伴い、レッドリスト選定種を改めて確定する。

・市レッドリスト 2017 選定種

現状のカテゴリーのままが良いかを確認。カテゴリーの変更(選定種から外す場合も同様)が必要な場合には、変更後のカテゴリー、及びその変更理由を事務局に提出。カテゴリーの変更が必要ない場合は、その理由を事務局に提出。

・それ以外の種(市レッドリスト 2017 に選定されていない種)

新たにレッドリスト種に加える種がある場合は、その選定理由を事務局に提出。

②市レッドリスト(紙面)の作成(事務局)

市レッドリスト 2017 と同様の構成で作成。事務局で作成する。なお、選定種一覧の種の配列は、確認種目録に準ずるとする。

【カテゴリーについて】(絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類など)

市レッドリスト 2017 のカテゴリーは、栃木県のカテゴリー(2011)に準拠している。最新のカテゴリーでは、環境省レッドリスト 2020、栃木県レッドリスト 2023 があるが、カテゴリーについての変更はない。よって、改定後の市レッドリストのカテゴリーについては、市レッドリスト 2017 から変更は無しとする。

【公表方法について】

冊子等は作成せず、市ホームページでの公表としたい。イメージとしては、レッドリスト 2017 と同様の形を想定している。

生物多様性国家戦略2023-2030までの動き

資料 6

国際的な動き

国内での動き

2010

国連生物多様性の10年

生物多様性条約COP10
2010/10 (愛知県名古屋市)
愛知目標 (戦略計画2011-2020) 採択

2012

生物多様性国家戦略
2012-2020 (2012/9)

2015

SDGs

パリ協定



2019

IPBES地球規模評価報告書 (2019/5)

2020

愛知目標最終評価：地球規模生物多様性概況第5版 (GBOS) (2020/9)

2021

生物多様性及び生態系サービスの
総合評価2021 (JBO3) (2021/3)



2022

生物多様性条約COP15
2021/10 (第一部・昆明) 2022/12 (第二部・モントリオール)
昆明・モントリオール生物多様性枠組
の採択

30by30ロードマップ
公表 (2022/4)

2023



生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定
(2023/3/31)

自然関連財務情報開示タスクフォース
(TNFD) 本格始動 (2023/9 予定)

昆明・モントリオール生物多様性枠組

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2030年ミッション
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保

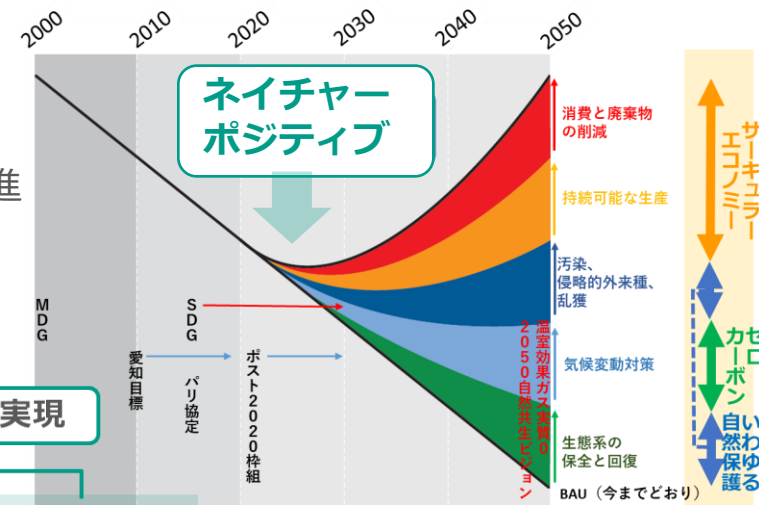
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

生物多様性国家戦略2023-2030の概要

- 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、世界に先駆けて策定した戦略（2023年3月閣議決定）
- 「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略
- 主なポイント
 - ・ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応を強調
 - ・ 30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
 - ・ 自然資本を守り活かす社会経済活動を含めた社会の根本的変革の推進
- 戦略全体を一気通貫で整理し効果的に進捗管理することで、レビューメカニズムを強化



第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略	基本戦略1 生態系の健全性の回復	基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決 (NbS)	基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現	基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動	基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進
状態目標	状態目標（3つ） ・生態系の規模と質の増加 ・種レベルでの絶滅リスク低減 ・遺伝的多様性の維持	状態目標（3つ） ・生態系サービス向上 ・気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和 ・鳥獣被害の緩和	状態目標（3つ） ・ESG投融資推進 ・事業活動による生物多様性への配慮 ・持続可能な農林水産業の拡大	状態目標（3つ） ・価値観形成 ・消費活動における配慮 ・保全活動への参加	状態目標（3つ） ・データ活用・様々な主体の連携促進 ・資金ギャップの改善 ・途上国の能力構築等の推進
行動目標	行動目標（6つ） ・30by30 ・自然再生 ・汚染、外来種対策 ・希少種保全 等	行動目標（5つ） ・自然活用地域づくり ・再生可能エネルギー導入における配慮 ・鳥獣との軋轢緩和 等	行動目標（4つ） ・企業による情報開示等の促進 ・技術・サービス支援 ・有機農業の推進 等	行動目標（5つ） ・環境教育の推進 ・ふれあい機会の増加 ・行動変容 ・食品ロス半減 等	行動目標（5つ） ・基礎調査・モニタリング ・データ・ツールの提供 ・計画策定支援 ・国際協力 等

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係府省庁の関連する施策を掲載

関連施策からビジョンまで一気通貫で整理

生物多様性国家戦略のエンジンは、生物多様性「地域」戦略

地域の実情や社会条件を踏まえた**独自性のある地域戦略**に基づき、**世界～国～地域まで整合・一貫した取組**が重要。

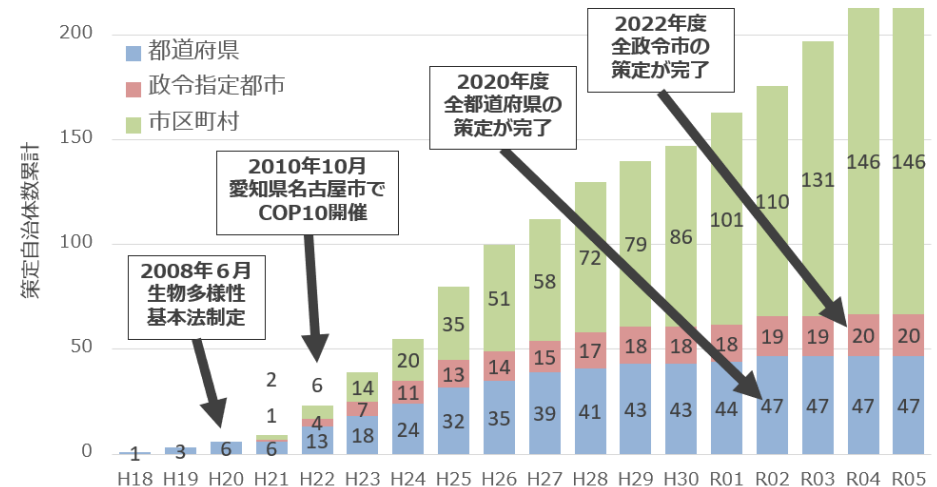
→地方公共団体や民間企業・団体の役割は大きい。

地域戦略策定自治体数：全213自治体

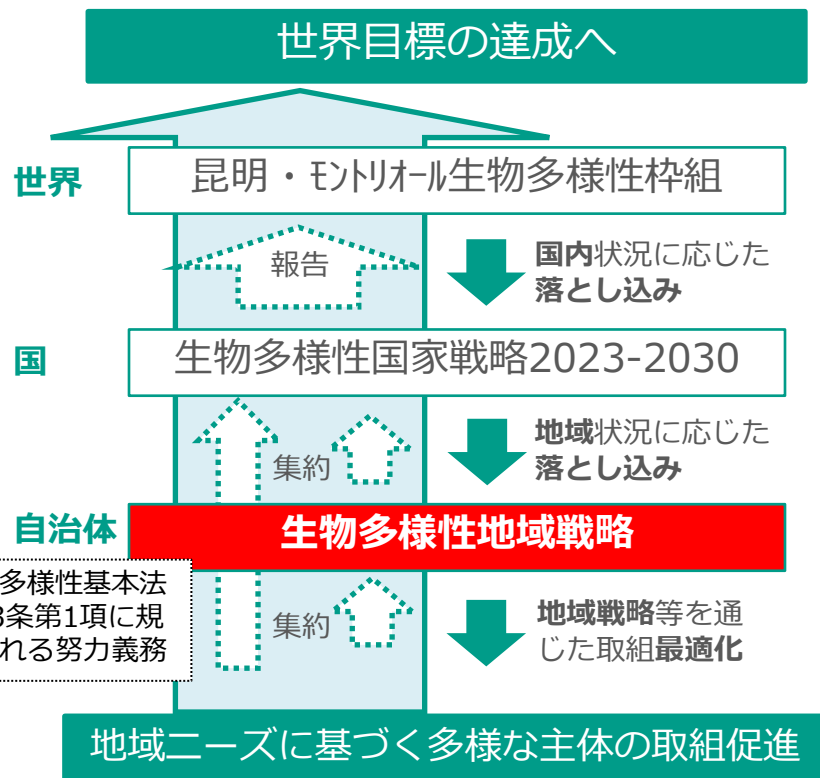
✓47都道府県（100%）（令和5年5月時点）

✓20政令指定都市（100%）

✓146市区町村*（約8%）*政令指定都市除く



- 環境基本計画や緑の基本計画との統合的な策定事例も増加
- 複数の市町村が共同して策定する事例も見られる（現在4例）



生物多様性地域戦略の策定状況

■ 全都道府県及び166/1741市区町村が策定済み

北海道：札幌市、帯広市、黒松内町、礼文町	愛知県：名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、江南市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、田原市、愛西市、みよし市、長久手市、東浦町
青森県	三重県：亀山市
岩手県：盛岡市、金ケ崎町	滋賀県：大津市、高島市
宮城県：仙台市、石巻市、登米市	京都府：京都市
秋田県：秋田市	大阪府：大阪市、堺市、枚方市、岸和田市、和泉市
山形県	兵庫県：神戸市、明石市、西宮市、宝塚市、加西市、丹波篠山市、豊岡市、加古川市、伊丹市、川西市、姫路市
福島県：いわき市	奈良県：(橿原市、高取町、明日香村)
茨城県：守谷市、稲敷市、かすみがうら市、東海村	和歌山県
栃木県：小山市、宇都宮市	鳥取県
群馬県	島根県
埼玉県：さいたま市、(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)、所沢市、加須市、草加市、富士見市	岡山県：岡山市、倉敷市
千葉県：千葉市、市川市、船橋市、市原市、野田市、柏市、流山市、いすみ市	広島県：広島市、北広島町
東京都：千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、葛飾区、足立区、府中市、昭島市、町田市、小平市、稲城市、羽村市、あきる野市、武蔵野市、清瀬市、東久留米市、日野市、狛江市、青梅市	山口県
神奈川県：横浜市、川崎市、相模原市、秦野市、厚木市、藤沢市、茅ヶ崎市、大磯町	徳島県：阿南市
新潟県：新潟市、佐渡市	香川県
富山県：魚津市	愛媛県
石川県：金沢市	高知県
福井県：大野市	福岡県：北九州市、福岡市、古賀市、久留米市、福津市、うきは市、糸島市
山梨県	佐賀県
長野県：長野市、松本市、佐久市	長崎県
岐阜県：高山市、岐阜市、中津川市、(美濃加茂市、坂祝町、川辺町、富加町、七宗町、白川町、八百津町、東白川村)	熊本県：熊本市
静岡県：静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士市	大分県：豊後大野市、九重町
	宮崎県：宮崎市、綾町
	鹿児島県：鹿児島市、日置市、霧島市、志布志市、(奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町)
	沖縄県

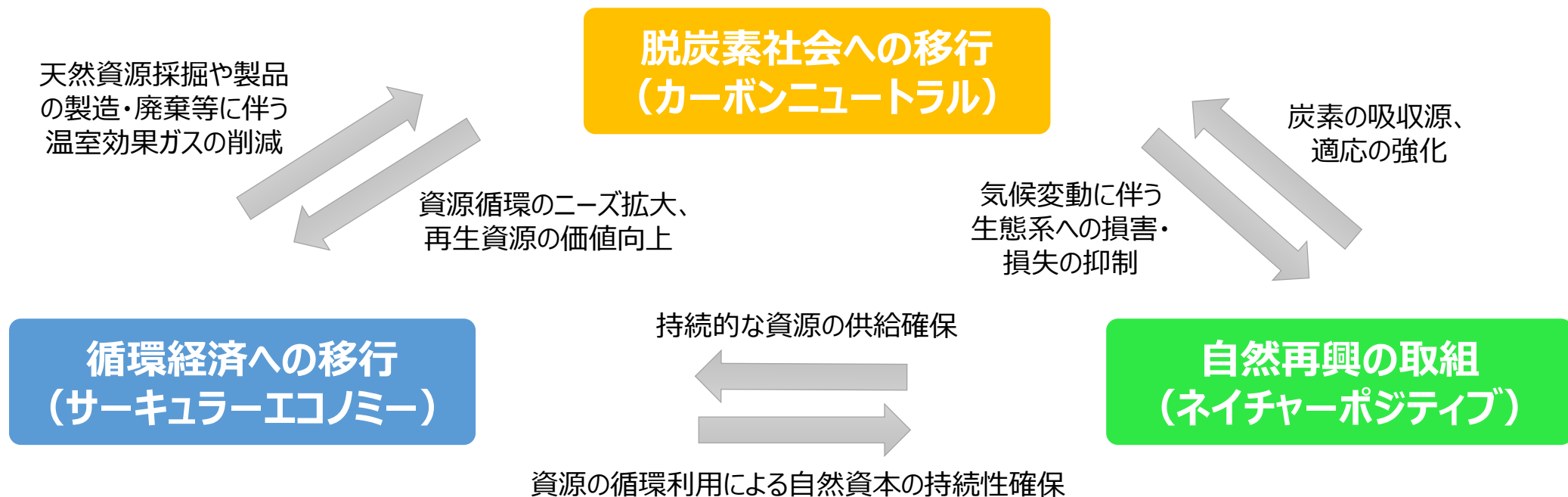
※ ()は複数自治体による共同策定。 ※ 市町村については、太字は政令市、下線は中核市を表す。

※ 生物多様性基本法の施行以前に策定された計画を含む。また、法施行後であるが、法第11条に基づく生物多様性国家戦略（平成22年3月閣議決定）の策定以前に策定された計画を含む。

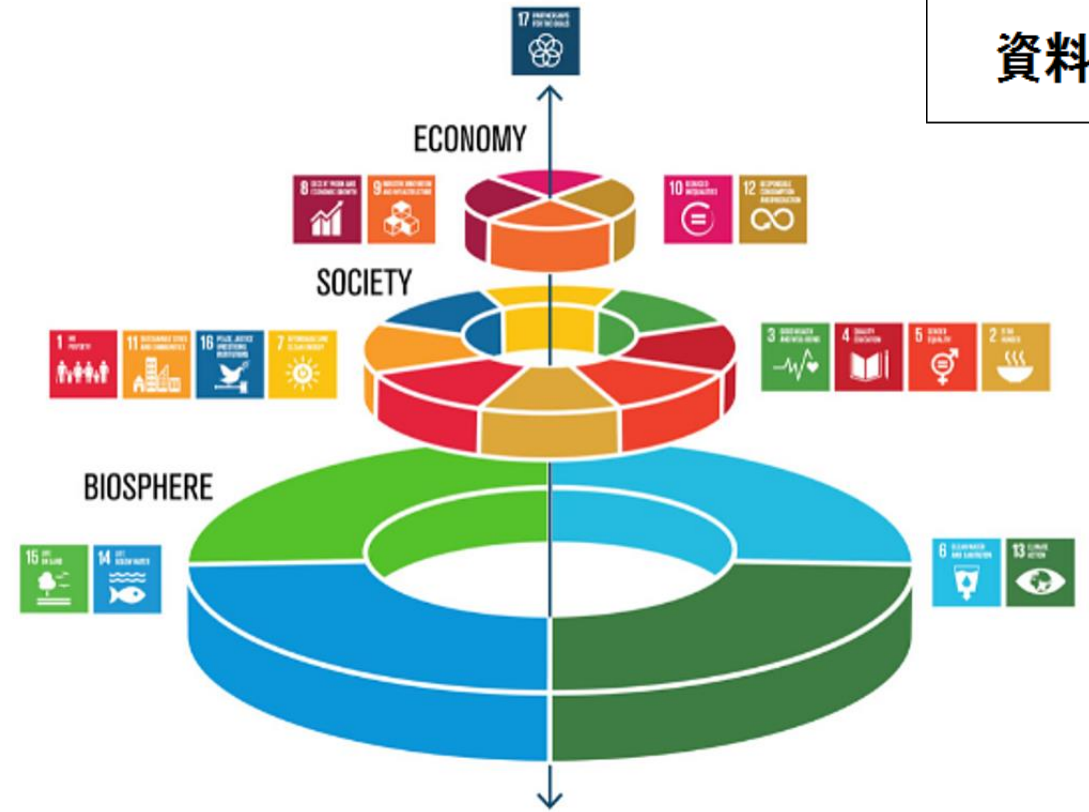
ネイチャーポジティブとは？

「ネイチャーポジティブ」については、国際的にも決まった定義はありませんが、生物多様性国家戦略において「**自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること**」と定義されています。

ネイチャーポジティブを目指すには、自然を社会・経済の基盤と捉えた上で、社会・経済そのものの変革にアプローチをしていくことが必要であり、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーといった課題の同時解決や相互連携が重要課題と指摘される中で、この2つに並ぶ言葉として使用されて始めています。



那須塩原市 生物多様性地域戦略 策定方針



Graphic by Jensen Lorenzen/istock

令和 5 (2023)年 7 月
市民生活部 環境課

1. 生物多様性地域戦略の必要性

(1) 国内外の動向

国際的な動向

2021年10月 国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15） 第1部

「遅くとも2030年までに生物多様性の損失を反転させ回復させる」と、**ネイチャー・ポジティブ（自然再興）**の考え方が取り入れられた「昆明宣言」を公表。

2022年12月 国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15） 第2部

「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」を採択。目指すべき2050年ビジョン（長期目標）として愛知目標に引き続き「**自然と共生する世界**」を掲げ、その達成に向けて2030年ミッション（短期目標）として**ネイチャー・ポジティブの実現**が掲げられた。2030年までに陸と海の30%以上を保全するといった「**30by30**」目標も定められ、生物多様性の回復に向けた取組が本格化。

国内の動向

2021年11月 2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の設立

30by30目標などの達成に向け、企業や国民の行動変容を促す取組や、ステークホルダー間の連携を促す枠組構築に取り組んでいる。

2023年 3月 「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな基本計画として閣議決定。同戦略は、2030年までに「ネイチャー・ポジティブ：自然再興」を実現することを掲げており、そのロードマップとして基本戦略や個別目標が設定された。

1. 生物多様性地域戦略の必要性

(2) 地域戦略の必要性

地域戦略策定の経緯

生物多様性の保全・回復はもとより、野生鳥獣による食害、農業の担い手不足など、本市が抱える様々な課題解決や地域活性化等に向けて、地域レベルでの取組を着実に進め、豊かな自然を活用した持続可能なまちへと導くための方針等を定めるため、本市における生物多様性地域戦略を策定する。

地域戦略の位置づけ

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や「国家戦略2023-2030の目標達成には、国だけではなく、あらゆる主体が参加、連携、協力、協働及び行動し、地域レベルの取組を各主体が着実に進める必要がある。

本地域戦略は、地域の社会経済活動の基盤となる地域の自然を活用して様々な課題に対処し、更に持続可能で魅力的な地域づくりを進めるための戦略であり、生物多様性基本法第13条[※]に基づく生物多様性地域戦略として位置付けるものである。

※生物多様性基本法（抜粋）

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2. 本市の地域戦略の考え方

(1) 地域戦略の対象区域

本市の生物多様性の保全等を考えるに当たっては、日本最大級の複合扇状地である「**那須野が原**」を最も重要なフィールドと位置付ける。

- ▼ 那須野が原は、那珂川と箒川に挟まれ、北西から南東に向かって緩やかな傾斜を持つ台地で、面積は約40,300haに及び、日本の扇状地としては最大級のものとして知られており、本市と大田原市にまたがっている。
- ▼ 那須野が原の生物多様性の保全と、それを足掛かりに様々な課題解決や地域活性化につなげたい。
- ▼ 那須野が原扇状地内のOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の登録促進や、保護地域の拡大、生息地等保護区の指定による希少野生動植物種の保護、野生鳥獣の食害対策など、地域での取組を着実に推進していくことにより、国家戦略の目標達成にも寄与していくものとする。

(2) 具体的な取組の検討

① 生態系の健全性の回復

国立公園内の湿原、湿地等の保全

保護地域の拡大

生息地保全協定

特定外来生物の駆除

動植物実態調査

食害対策

② 自然を活用した地域経済の活性化

国立公園の中で自然と調和したワークスタイルの推進

持続可能な農業の実現

持続可能な林業の実現

良好な水環境の創出

自然環境及び生物多様性の保全による産業の創出

3. 計画期間

計画期間は、令和6(2024)年度～令和12(2030)年度とする。

短期目標

令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

長期目標

令和6(2024)年度～令和32(2050)年度

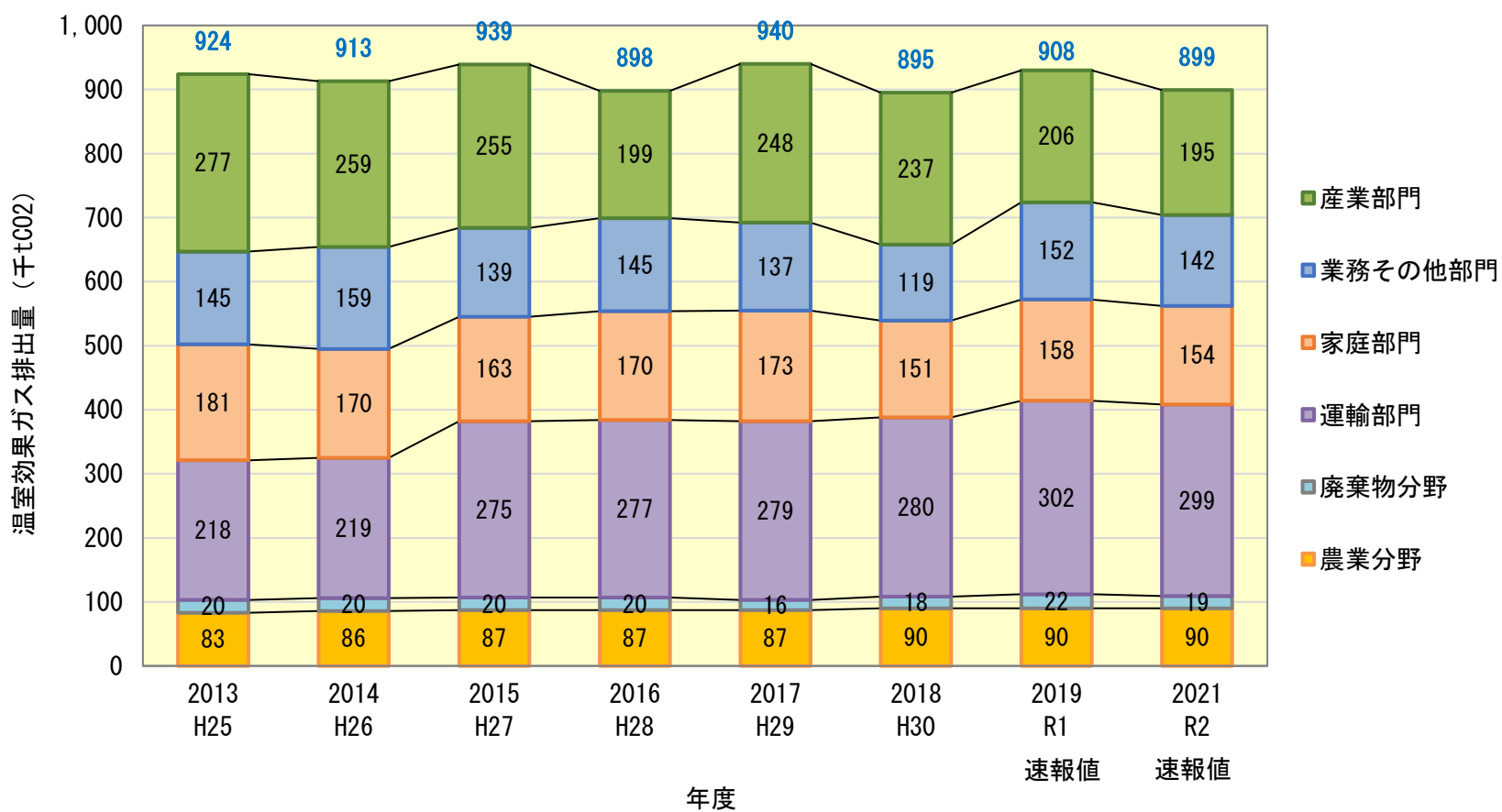
国内外の動向を踏まえて取組を進める必要があることから、国家戦略2023-2030の計画期間を考慮し、まずは2030年を状態目標・行動目標の期限とし、ネイチャーポジティブの実現に向けて地域戦略の推進を図っていく。

各目標の達成状況、社会情勢の変化、生物多様性の状況等を踏まえ、地域戦略の検証、見直し等を行う。

なお、第2期那須塩原市環境基本計画の計画期間が終了する令和9(2027)年度終了時を短期目標の期限とし、中間的な検証を行い、必要に応じて戦略の見直しを行う。

また、国家戦略において、2050年ビジョンとして「自然と共生する世界」の実現が掲げられていることから、地域戦略においても同様に2050年を長期目標の期限とする。

温室効果ガス排出量の推移



那須塩原クリーンセンターごみ受け入れ量

単位：トン

	不燃物	粗大ごみ	紙類	びん	缶	ペットボトル	小型家電	その他の資源	可燃物
H27（基準年度）	752	1,018	3,219	1,344	343	282	169	28	36,492
H28	734	1,027	2,616	1,271	331	276	164	30	35,664
H29	765	1,055	2,212	1,283	325	273	165	32	35,740
H30	777	1,162	2,004	1,108	324	296	202	23	35,836
R1	700	999	1,602	1,090	332	293	225	59	35,283
R2	830	1,165	1,815	1,065	358	320	284	17	36,378
R3	788	1,094	1,692	1,017	351	331	260	17	35,774
R4	725	1,139	1,559	1,038	349	343	248	21	35,210

